

第 4 章 施策の展開

基本目標 I 将来を見据えた元気で幸せな人づくり

基本施策 1 健康づくり・介護予防の推進

施策の方向性

高齢者自らが主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣病予防、要介護度の重症化予防やフレイル予防に係る意識啓発や正しい知識の普及、取り組みやすい環境整備に努めます。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、関係機関との連携を図ります。

高齢者の多様な状態像とニーズに幅広く対応し、自立した高齢者を対象とした教室や講座の充実、要支援高齢者等の状態に合わせた専門職による適切なサービスの提供に努め、地域での自立した生活の継続につなげていきます。

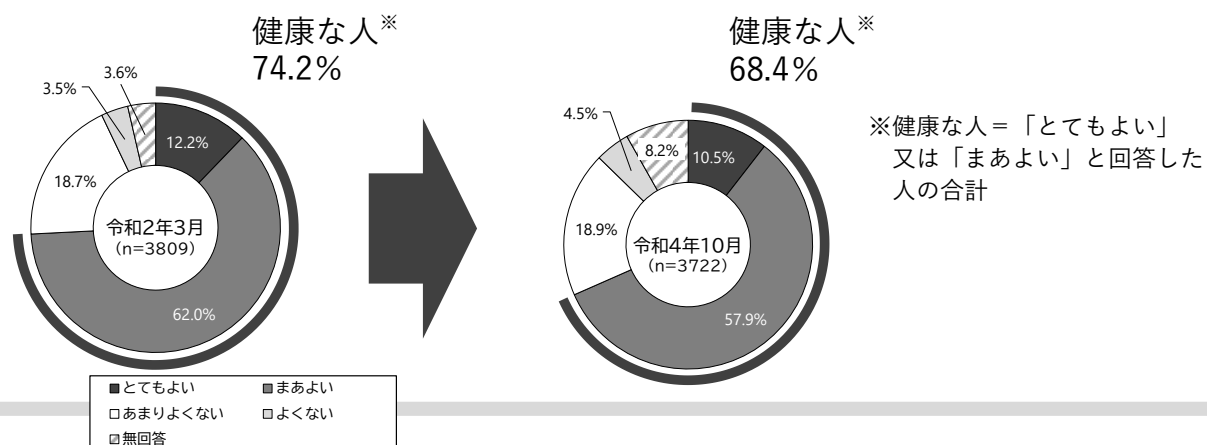
現状と傾向、課題

高齢者人口の増加傾向は今後も変わらずに推移していくことが予測されており、特に後期高齢者（75 歳以上）の増加が顕著であることから、健康寿命の延伸を目的とした健康づくり、介護予防の取組はますます重要になっていきます。

65 歳以上の市民アンケート調査結果を見ると、健康な人の割合は減少しています。外出や交流機会を増やし、様々な運動や健康づくりの教室の開催に加えて高齢者自身が健康なうちから健康づくりの重要性を十分に理解し、将来に向けて積極的に取り組んでいく意識づくり、機会づくりも重要です。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果【健康状態について】※15 ページ再掲

- 健康状態について、今回調査と前回調査を比較して、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『健康な人』の割合を見ると、前回調査の 74.2% から 5.8 ポイント減少し 68.4% となっています。



具体的な取組

施策(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実【重点施策】

具体的な施策 1 総合事業（訪問型サービス）

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	高齢者の身体機能の低下が見られた早期の段階で、地域の実態に沿った多様な形態のサービスを提供することで、支え合う地域づくりと要支援者に対する効果的な支援ができる。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●住民、ボランティア、NPO 法人等の、多様な主体による移動支援「訪問型サービスD」を検討します。 ●高齢者のニーズに合わせ、適切な総合事業によるサービスにつなげます。 ●要介護認定で要支援1・2と判定された方や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られ、要支援状態となるおそれがある者（以下「サービス事業対象者」という。）と認定された方を対象として、掃除・洗濯などの日常的支援を実施します。 ●平成 29（2017）年4月から「訪問介護相当サービス」に加え、訪問介護事業所の人員基準等を緩和した「訪問型サービスA」を実施しています。 ●令和 3（2021）年4月から住民主体による訪問型の生活援助「訪問型サービスB」を実施しています。 ●リハビリテーション専門職による短期集中型予防サービス「訪問型サービスC」の実施に向けた取組を実施します。 					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
訪問介護相当サービス 利用者数（人）	162	164	173	180	190	200
訪問型サービスA 利用者数（人）	69	65	69	80	90	100
訪問型サービスB 利用者数（人）	0	0	1	2	3	4
訪問型サービスC	-	-	-	導入	実施	実施
訪問型サービスD	-	-	-	準備	準備	導入

具体的な施策 2 総合事業（通所型サービス）

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—		
事業の目指す状態		機能訓練や通いの場でのレクリエーション等を通じて、要介護状態にならないようにすることで、地域社会での生活が継続できる。					
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定で要支援1・2と判定された方や基本チェックリストにより事業対象者と認定された方を対象として、機能訓練や通いの場などを提供します。 ●平成29（2017）年4月から「通所介護相当サービス」に加え、通所介護事業所の人員基準等を緩和した「通所型サービスA」を実施しています。 ●令和3（2021）年4月から住民主体による通いの場「通所型サービスB」を実施しています。 ●令和元（2019）年6月からリハビリテーション専門職が短期集中的に機能訓練を行う「通所型サービスC」を実施しています。 					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
通所介護相当サービス利用者数（人）		375	364	519	530	550	570
通所型サービスA利用者数（人）		159	153	212	220	230	240
通所型サービスB利用者数（人）		5	6	18	20	25	30
通所型サービスC利用者数（人）		1	2	5	8	10	12

具体的な施策 3 介護予防ケアマネジメント

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		要支援者の状態が適切にアセスメントされ、地域資源を活用した効果的な支援が受けられるよう、介護予防ケアマネジメントが行われている。			
事業概要		●要支援者や事業対象者に対し、基本チェックリストの結果を踏まえた効果的なサービスが提供できるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。			

施策(2) 健康づくり・介護予防教室の推進

具体的な施策 4 介護予防の普及促進

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	高齢者が、自主的に生活機能の維持・向上のための介護予防活動に取り組むことができる。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職等による介護予防教室「元気もりもり講座」を開催します。 ●シニアセンターなどにおいて、筋力トレーニング事業を実施し、身体機能の向上、運動習慣の定着を図ります。 					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
元気もりもり講座 実施回数(回)	14	15	15	16	17	18

具体的な施策 5 高齢者の健康づくり

方針	継続	主担当課	健康増進課、高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	市民がロコモティブシンドロームやフレイル状態について理解し、自ら予防対策に取り組むことができる。				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●ロコモティブシンドロームにとどまらず、加齢に伴い心身の活力が低下したフレイル状態について、対象者の特性に合わせた健康相談の実施等を通じて周知啓発を行います。 ●フレイル状態にある高齢者の早期把握に努め、効果的な介護予防につなげるための取組を行います。 				

施策(3) 地域づくり型介護予防事業の推進【重点施策】

具体的な施策 6 住民主体の介護予防のための通いの場の支援

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	高齢者が住民主体の介護予防のための通いの場に参加することにより、介護予防・重度化予防に自ら取り組むことができる。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●住民主体の介護予防のための通いの場の立ち上げ、継続を支援します。 ●住民主体の介護予防のための通いの場で取り組むことができるような体操や、実施団体に対する健康に関する知識の普及啓発に取り組みます。 					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
開催場所(箇所)	46	46	47	48	49	50

具体的な施策 7 地域づくり型介護予防サポーター養成事業

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	介護予防サポーターが周囲の高齢者をリードすることで、介護予防に取り組む高齢者が増え、自立した高齢者が増える。					
事業概要	●介護予防の知識を学び、周囲に広めるリーダーとなる介護予防サポーターを養成します。					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
介護予防サポーター 養成者数(累計) (人)	97	128	155	185	215	245

具体的な施策 8 地域リハビリテーション活動支援事業

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	高齢者や高齢者に関わる人たちがリハビリテーション専門職から支援を受けることにより、介護予防及びその重度化予防ができる。					
事業概要	●地域にリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防・重度化予防を推進します。					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
いきいき百歳体操（介護予防体操）指導の派遣人数（人）	31	29	30	31	32	33

施策(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

具体的な施策 9 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

方針	継続	主担当課	国保年金課	関係課	高齢福祉課、健康増進課	
事業の目指す状態	高齢者の保健事業を地域支援事業等と一体的に実施する体制を構築し、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で、被保険者の状況に応じたきめ細かな支援に取り組んでいる。					
事業概要	●高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、保健事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施します。					

基本施策2 居場所づくり・社会参加の促進

施策の方向性

高齢者が生きがいや役割を持って、活動的な生活を続けられるよう、社会参加しやすい環境づくりに努めます。住民主体の通いの場を広め、充実した取組が継続できるための地域づくりを目指します。

また、健康づくりや介護予防の観点からも、高齢者の生きがいづくりとしての学習、ボランティア、就労、地域活動などの積極的な社会参加を促進していけるよう、各種施策を推進します。

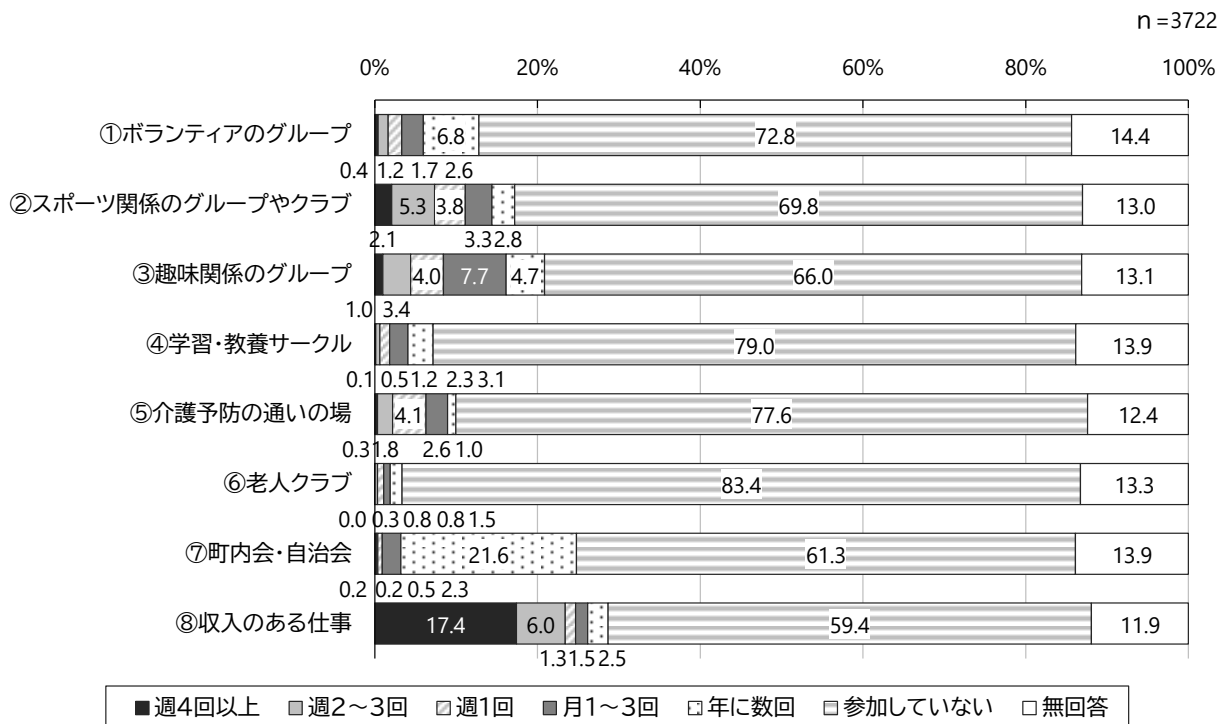
現状と傾向、課題

生涯を通して、学びや様々な体験を得る機会は、生きがいや健康づくりに通じる重要な機会です。具体的には、地域の活動への参加をはじめボランティア、各種教室、講演会への参加や交流会への出席、就労などがありますが、65歳以上の市民アンケート調査結果を見ると、現在は半数以上がそれらに参加していない状況です。

今後、市が運営する会やグループ、地域資源を積極的に活用し、発展させ、高齢者の参加を進めていく必要があります。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果【会・グループ等への参加頻度】

- ・会・グループ等への参加頻度については、全ての会・グループ等で「参加していない」との回答が最も多くなっています。
- ・参加頻度で見ると、⑦町内会・自治会では、「年に数回」の頻度で参加との回答が多い一方、②スポーツ関係のグループやクラブ、⑧収入のある仕事で『週1回以上』（「週1回」「週2～3回」「週4回以上」の合計）の頻度で参加しているとの回答が多くなっています。
- ・特に、⑧収入のある仕事は、「週4回以上」との回答が他の会・グループ等に比べて多くなっています。



具体的な取組

施策(1) 高齢者の多様な交流の場の支援【重点施策】

具体的な施策 10 生きがいサロン推進事業の実施

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	地域の人材を活用し、地域が運営する通いの場である「生きがいサロン」の開設及び運営を支援することで、高齢者の住み慣れた地域での生きがいある生活を実現する。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者がいきいきと安心して日常生活を送るための支援を行い、地域内の見守り・助け合いの精神の醸成を図り、地域福祉の向上を推進します。 					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
箇所数(箇所)	61	62	60	61	62	63

具体的な施策 11 通いの場・居場所づくりの推進

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	高齢者が参加できる通いの場があり、楽しく参加することが相互支援となり、孤立を防ぐことができる。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民助け合い事業において高齢者の身近な地域における居場所づくりを推進します。 ● シニアセンターを拠点とし、利用者等の声を反映し、介護予防施設として地域に開かれた居場所づくりを実施します。また、施設の在り方について検討します。 ● 元気アップデイサービス事業を実施し、要介護認定を受けていない高齢者を対象に、いきいき百歳体操、工芸、季節の行事、趣味の活動等のサービスを提供することで、閉じこもり予防のための支援を行います。 					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
元気アップデイサービス事業利用者実人数(人)	180	267	270	275	280	285

施策(2) 高齢者の多様な活動の支援【重点施策】

具体的な施策 12 老人クラブの活動支援

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	活動支援を行うことで、老人クラブの充実を図り、高齢者の生きがい及び健康づくりの促進に寄与する。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の社会活動への参加を促進するため、老人クラブの結成促進と充実を図り、仲間づくりや健康づくり、趣味や教養などの学習活動、社会奉仕やその他の地域活動など、自ら生きがいを高める様々な活動を支援します。 					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
老人クラブ数(団体)	50	44	44	45	46	47

具体的な施策 13 シルバー人材センターの活動支援

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	シルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの確保と健康の増進を図るとともに、地域社会の発展を図る。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が生きがいを持って生活ができるよう、高齢者の知識・経験・能力が活かされる仕事を会員に提供するシルバー人材センターを支援します。 ● シルバー人材センターが実施している受注の拡大、生活支援サービスの拡大に向けた技能講習の充実、会員組織活動の強化、事務局機能の強化等を支援します。 					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
会員数(人)	686	662	660	660	660	660

具体的な施策 14 生涯現役応援体制への協力

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	高齢者の社会参加の促進を図り、健康で意欲を持った高齢者がいきいきと輝く生涯現役社会を実現する。				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の社会参加（ボランティア、就労、学習等）の促進を図り、健康で意欲を持った高齢者がいきいきと輝く生涯現役社会の実現を目指すため、県等の関係機関と連携し、生涯現役応援体制の構築を推進します。 ●栃木県シルバー大学校の卒業生が開催するシルバー作品文化祭への協力、シニアサポーターとの連携等を実施します。 				

具体的な施策 15 介護支援ボランティアポイント事業の推進

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	高齢者が介護保険事業所等でボランティア活動を行うことで、社会参加の促進や健康増進・介護予防が図られ、社会を支える一員としての役割を担うことができる。					
事業概要	●高齢者が、ボランティア活動を始めるときかけとなる事業を推進します。					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
ボランティア活動 登録者数(人)	124	119	117	120	125	130

具体的な施策 16 高齢者への就職活動支援

方針	継続	主担当課	商工観光課	関係課	—
事業の目指す状態	高齢者自らが社会を支える一員としての役割を見だし、豊富な経験や知識、技能を生かした就職活動ができるようになっている。				
事業概要	●これから仕事をしたいと考えている方、就職活動の仕方が分からない方などを対象に、栃木県等の関係機関との協力により、個別相談会や企業とのミニ合同面接会を開催し、高齢者の就職活動を支援します。				

施策(3) 生涯学習、スポーツに係る活動の場の提供

具体的な施策 17 生涯学習の場の提供

方針	継続	主担当課	生涯学習課	関係課	高齢福祉課
事業の目指す状態		生涯学習の場を提供することで、高齢者の社会活動への参加を促進し、高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送ることができる。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●公民館の高齢者学級において各種講座を実施することにより、様々な学習の機会が得られるよう支援します。また、地域活動の実践のための学習機会である栃木県シルバー大学の活用についても積極的に呼びかけを行います。 ●公民館等の生涯学習講座、文化交流活動、シルバー作品文化祭など活動成果の場の提供を行います。 			

具体的な施策 18 スポーツに係る活動の場の提供

方針	継続	主担当課	スポーツ振興課	関係課	—
事業の目指す状態		高齢者が、その意欲に基づき、スポーツに取り組み、又はスポーツボランティアとして活躍することができる。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●年齢にかかわらず気軽にスポーツが始められる機会をつくるため、体験希望に応じて、ニュースポーツを含むスポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。 ●ボランティア登録者数の確保を図り、新規に行うスポーツイベントに積極的に協力を求めるとともに、各種 PR 活動を行います。 			

基本施策3 2040年を見据えたまちづくりの推進【新規】

施策の方向性

第9期計画期間においては、2040年問題（28ページを参照）に係る市の課題の把握と対策を考える第一歩を踏み出すため、課題の把握と対策を検討するための体制づくりと情報共有に努めます。

現状と傾向、課題

全国の傾向と同様に、本市においても、令和22（2040）年に向けて高齢者人口が増加する一方で担い手となる生産年齢人口の減少が見込まれます。

本市の2040年問題に対応するために、元気な高齢者が社会の担い手として地域で活躍している状態が必要であり、かつ、介護が必要になった高齢者でも、要介護度の重度化を防ぎ、在宅で暮らし続けられるよう、助け合い・支え合いによる共生の地域づくりを推進していく必要があります。

現在、個別の事業で目の前の課題として取り組んでいる施策を、中長期的な視点から一体的・総合的に推進することで、より効果的なアプローチが実現できると考えられます。

“2040年にどのような高齢社会になってほしいか”をイメージし、“2040年までの16年間でどのような取組を検討・推進していく必要があるのか”について、検討していくための体制づくりを今から進めていくことが重要です。

具体的な取組

施策(1) 2040 年を見据えたまちづくりの検討【新規】

具体的な施策 19 2040 年を見据えた課題の把握と共有

方針	新規	主担当課	高齢福祉課	関係課	全庁
方針の背景・理由		令和 22（2040）年に向け高齢化率は上昇し、高齢者福祉へのニーズが変化することが想定される一方で、担い手である生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域の高齢者福祉を支える人材の確保と育成、介護現場の業務の効率化や働きやすい環境づくりの推進が求められています。			
事業の目指す状態		社会構造の変化に合わせ、適切な介護サービスや高齢者への支援が供給されるとともに、高齢者自らも地域の担い手となって活躍する社会が実現される。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●令和 22（2040）年を見据え、社会構造の変化に合わせた施策を展開していくため、課題の把握とその対策を検討するための体制づくりを推進します。 ●市全体で 2040 年問題への対策に向けた意識醸成ができるよう、市民に向けた情報発信に努めます。 			

基本目標Ⅱ 人とつながり心おだやかに過ごせる 暮らしづくり

基本施策1 情報発信・相談しやすい体制の強化【新規】

施策の方向性

従来の情報発信手段に加えて、時代の潮流に沿った SNS やアプリケーション等の新しいツールを活用した多様な情報発信手段を展開し、これまでインターネット等の情報に触れる機会の少なかった高齢者にも迅速に情報が行き届けられる体制を目指します。

また、介護離職、ダブルケア、8050 問題、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した様々な悩みや不安、困りごとに対して、身近で相談しやすい体制づくりを進めるとともに、適切な支援につなげられるよう高齢者の相談支援体制の拡充と強化を図ります。

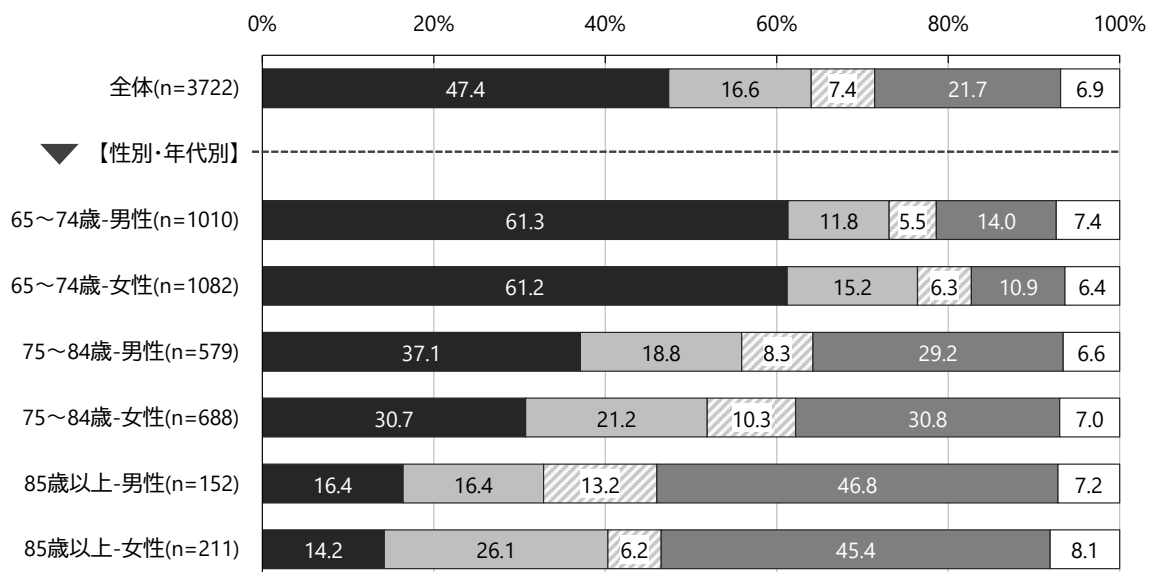
現状と傾向、課題

65 歳以上の市民アンケート調査結果から、インターネットの利用状況を見ると、75～84 歳では 3 割程度ですが、65～74 歳では 6 割以上と高い利用状況がうかがえ、今後もより増えていくことが想定できることから、社会情勢に即した情報発信手段の多様化を視野に入れて取り組む必要があります。

また、相談できる先として家族や友人・知人以外はないと回答している割合が 4 割程度いることから、医療機関や地域包括支援センターなど、身近で相談しやすい環境を整え、悩みごとや不安を早期に専門機関へつなげられる体制づくりを進めていく必要があります。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果【インターネットの環境と利用状況(性別・年代別)】

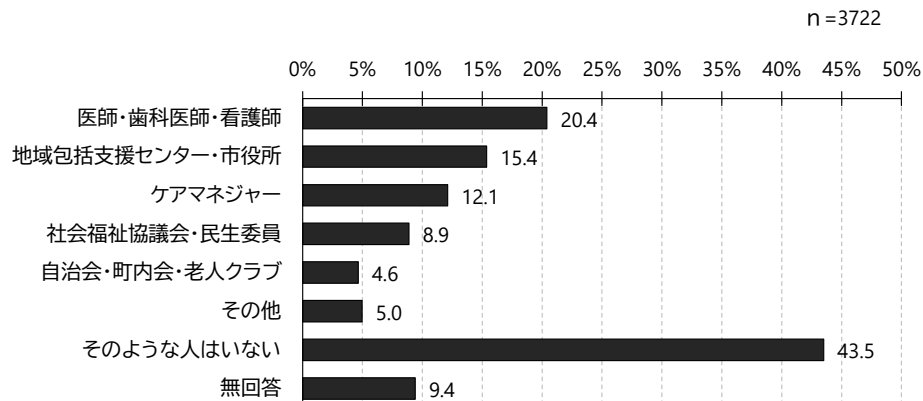
・性別・年代別では、「あるし、使っている」の割合を見ると、男女ともに 65～74 歳では 6 割を超えています。75～84 歳では 3 割程度になり、85 歳以上では 1 割程度と低くなっています。



■あるし、使っている ■あるが、使っていない □ないが、使ってみたい ■ないし、使いたくない □無回答

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果【家族や友人・知人以外で相談できる先】

- ・「医師・歯科医師・看護師」が 20.4%、「地域包括支援センター・市役所」が 15.4%、「ケアマネジャー」が 12.1%、「社会福祉協議会・民生委員」が 8.9%となっています。また、「そのような人はいない」が 43.5%と最も多くなっています。



具体的な取組

施策(1) 情報発信手段の拡充【新規】

具体的な施策 20 情報発信手段の拡充とデジタルリテラシーの向上

方針	新規	主担当課	高齢福祉課	関係課	デジタル推進課
方針の背景・理由		<p>デジタル技術を活用できる高齢者の増加に伴い、高齢者福祉においても情報通信技術（以下「ICT」という。）を利用した情報発信がしやすくなってきています。</p> <p>一方で、デジタルリテラシー（デジタル技術を理解して適切に活用する能力）の低い高齢者は、デジタルデバインド問題（ICT を利用できる者と利用できない者との間にもたらされる情報格差）により、その恩恵を受ける機会を逸するという二極化が生じています。</p>			
事業の目指す状態		<p>高齢者が、ICT を利用した情報収集ができるようになり、必要とする情報にアクセスできる。</p>			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●多様な情報ツールを活用した積極的な情報発信に努めます。 ●国等による支援事業等の動向を注視し、デジタルリテラシーの向上による高齢者のデジタルデバインドの解消に向けた支援を行います。 			

施策(2) 多様な相談に対応する支援体制の充実【新規】

具体的な施策 21 総合的な相談支援体制の整備・拡充

方針	拡充	主担当課	社会福祉課、高齢福祉課	関係課	子育て相談課
方針の背景・理由	<p>介護離職、ダブルケア、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど、地域の人が抱える悩みや課題は、複雑化・複合化しています。また、福祉サービスの相談場所が分からず、相談できずに困っている人がいます。</p> <p>民生委員、自治会等の関係者や保健・医療・福祉・介護等のサービス関係機関と情報共有を図り、総合的な相談支援体制の整備に努めます。</p>				
事業の目指す状態	<p>悩みや不安を抱えている人、また、相談場所が分からない人の相談を窓口やアウトリーチ（訪問による支援）で受け止め、関係機関と連携を図りながら支援を行うことができる。</p>				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉総合相談窓口で、高齢、認知症、障害、子ども・子育て、生活困窮など分野を問わず、相談者の課題をまるごと受け止め、課題が複雑化・複合化した事例に関しては、関係機関と連携を図りながら支援を行います。 ●地域包括支援センターにおいて、総合相談支援事業を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 初期段階での相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ◇本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて相談を受け止め、相談内容に即したサービス提供、制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。 (2) 継続的・専門的な相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇継続的・専門的な対応が必要な場合には、当事者への訪問や関係者から詳細な情報を収集し、当事者に関する課題を明確にした上で、個別の支援計画を策定します。 ●身体の機能の低下が認められる高齢者に対し、希望に応じて相談員を派遣し、住宅改修に関する相談と助言を行います。 				

具体的な施策 22 訪問等による高齢者の実態把握

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	<p>高齢者の実態把握をすることで、その人に合った福祉サービス等の社会資源を利用することができる。</p>				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●総合相談支援業務を適切に行うため、高齢者宅への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集、地域の様々な関係者のネットワークの活用、保健・医療・福祉サービス関係機関との連携等を行い、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態を把握します。 				

施策(3) 権利擁護の推進

具体的な施策 23 日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用促進

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		判断能力が十分でない高齢者等が、社会福祉協議会と利用契約を結ぶことにより、自立した生活を送ることができる。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●判断能力が十分でない高齢者等の金銭の管理や重要書類の預かり、福祉サービス利用の補助等を有償で行う日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用を推進します。 			

具体的な施策 24 成年後見制度の利用支援

方針	継続	主担当課	社会福祉課・高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		判断能力が十分でない高齢者等が、安心して暮らし続けられるようになっていく。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない要支援者を対象に、成年後見人等が契約などの法的行為について「代理」や「同意」などの機能を行行使し権利を守る成年後見制度の利用を支援します。 ●各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の体制整備を進めます。 ●「地域連携ネットワーク」が機能するよう、コーディネーター役を担う中核機関の整備を進めます。 ●市民を対象とした研修会の開催などにより、成年後見制度の周知と啓発に努めます。 			

具体的な施策 25 高齢者への虐待防止

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		高齢者への虐待の早期発見と早期対応、未然防止を図ることで、高齢者の尊厳と安心した生活の確保ができる。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターを中心とした関係機関のネットワークを強化し、高齢者への虐待の早期発見と早期対応、未然防止に努め、高齢者の尊厳と安心した生活の確保を図ります。 ●介護サービス事業所における高齢者への虐待防止に係る取組の推進を支援します。 			

具体的な施策 26 高齢者緊急一時保護事業

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		<p>養護者の疾病や高齢者虐待等によって一時的に在宅での生活が困難となった高齢者が、安心して日常生活を送る場が確保される。</p>			
事業概要		<p>●養護者からの虐待、養護者の疾病等により在宅での生活が困難な場合など緊急に保護が必要な理由のある高齢者を一時的に施設に入所させることにより、安心した生活の確保を図ります。</p>			

具体的な施策 27 養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		<p>環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難と認められる高齢者が、安心して日常生活を送る場が確保される。</p>			
事業概要		<p>●養護老人ホームへの入所措置 入所判定委員会により在宅での生活が困難であると判定された高齢者に対し、施設へ入所させることにより、安心した生活の確保を図ります。</p> <p>●特別養護老人ホームへの入所措置 身寄りがなく、経済的・身体的に生活することが困難な要介護状態の高齢者や、養護者による虐待によって生命に関わる問題に発展する危険性が高い要介護状態の高齢者に対し、緊急一時的に施設へ入所させることにより、その身の安全の確保を図ります。</p>			

基本施策2 在宅生活の支援

施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域（自宅）で暮らしていけるよう、ニーズを適切に把握し、希望に沿ったサービスの提供を推進していくとともに、介護が必要となっても、いつまでも幸せでいられるよう地域や専門機関との連携を強め、一人ひとりに寄り添った支援につなげていきます。

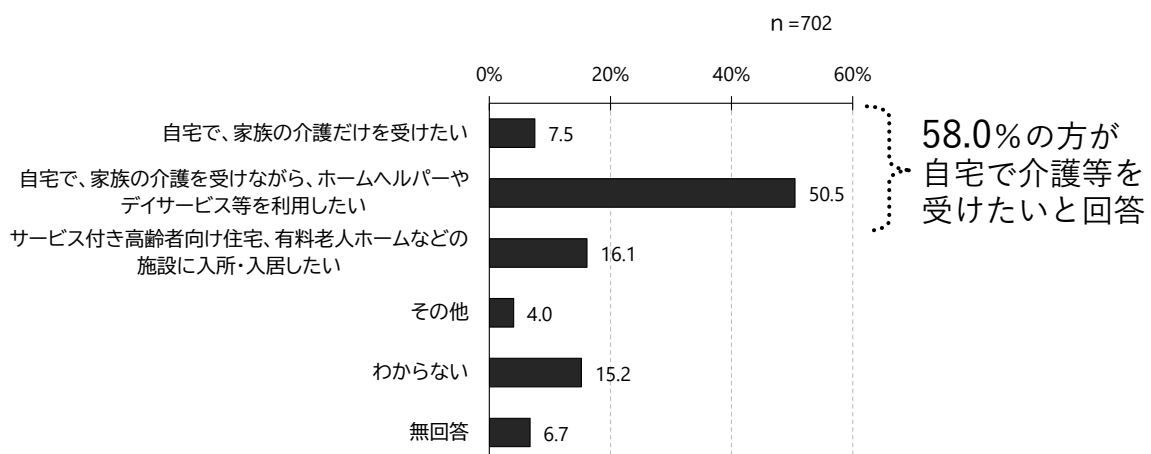
現状と傾向、課題

65歳以上の市民アンケート調査結果から、在宅で介護を受けている方のうち、半数以上が自宅で介護を受けたいと回答し、1割程度が施設等に入所・入居して介護を受けたいと回答しており、多くの高齢者がこれからも在宅で過ごしたいと考えていることがうかがえます。なお、今後、介護サービスと医療サービスの複合的なサービスを必要とする高齢者が増えることが見込まれるため、両サービスを一体的に提供できる体制の推進が重要となっていきます。

また、在宅生活を続けていくためには、外出同行（通院、買物など）、移送サービス（介護・福祉タクシーなど）が必要であると感じている高齢者が多い傾向があり、外出を要する用事をサポートする支援・サービスへの高いニーズに対応し、引き続き在宅で介護を受けて過ごしたい高齢者の希望に沿えるサービス提供体制の整備が求められます。

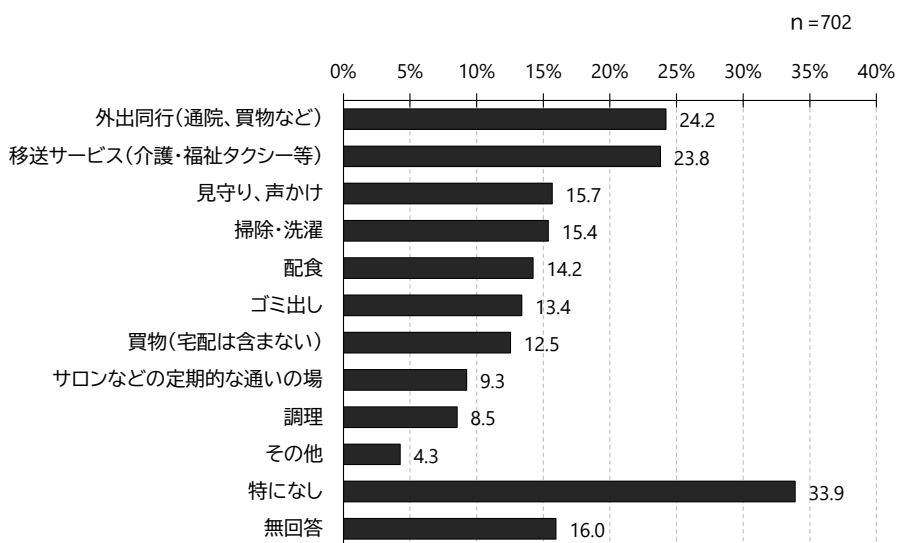
■在宅介護実態調査結果【今後受けたい介護】※19ページ再掲

- ・在宅で介護を受けている方が、今後、受けたいと思っている介護の状況として、「自宅で、家族の介護を受けながら、ホームヘルパーやデイサービス等を利用したい」が50.5%と最も多く、次いで「サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームなどの施設に入所・入居したい」が16.1%、「自宅で、家族の介護だけを受けたい」が7.5%となっています。



■在宅介護実態調査結果【在宅生活を続けていくために必要な支援・サービス】

・在宅で介護を受けている方が、今後の在宅生活を続けていくために必要な支援・サービスとして、「外出同行（通院、買物など）」が24.2%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が23.8%、「見守り、声かけ」が15.7%、「掃除・洗濯」が15.4%となっています。



具体的な取組

施策(1) 介護保険サービス(在宅系サービス)の充実

具体的な施策 28 介護保険サービス（在宅系サービス）の充実

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	在宅系サービスが適切に提供され、高齢者が、要介護状態になっても在宅で安心して暮らすことができる。				
事業概要	<p>●要介護状態になった際に、在宅で安心して暮らすために提供されるサービスです。</p> <p>◇訪問介護 ◇訪問入浴介護 ◇訪問看護 ◇訪問リハビリテーション ◇居宅療養管理指導 ◇通所介護 ◇通所リハビリテーション ◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 ◇福祉用具貸与 ◇特定福祉用具販売 ◇住宅改修 ◇特定施設入居者生活介護 ◇介護予防支援・居宅介護支援</p> <p>●各サービスについて、県等の関係機関と連携した各種制度・情報の周知等の支援を行います。</p>				

施策(2) 介護保険サービス(地域密着型サービス)の充実

具体的な施策 29 介護保険サービス (地域密着型サービス) の充実

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	地域密着型サービスが適切に提供され、高齢者が、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく生活できる。					
事業概要	<p>●要介護状態になった際に、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるよう提供されるサービスです。</p> <p>◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◇夜間対応型訪問介護 ◇認知症対応型通所介護 ◇小規模多機能型居宅介護 ◇認知症対応型共同生活介護 ◇地域密着型特定施設入居者生活介護 ◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◇看護小規模多機能型居宅介護 ◇地域密着型通所介護</p> <p>●各サービスについて、運営推進会議（医療介護連携推進会議）や入所検討会議等の会議への参加や運営に係る相談、県等の関係機関と連携した各種制度・情報の周知等の支援を行います。</p> <p>●多様化する在宅介護サービスのニーズに対応するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護について、ケアマネジャー・事業者の理解を促進するとともに、利用者のニーズを踏まえた基盤の確保に努めます。</p> <p>※基盤整備の検討については、99 ページを参照</p>					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の整備 (施設数)	0	1	0	1	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護の整備 (施設数・宿泊定員数)	0	1(9)	0	0	0	1(9)

施策(3) 介護保険外の高齢者福祉サービスの推進

具体的な施策 30 介護保険外の高齢者福祉サービスの推進

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		高齢者が、住み慣れた地域で自立し、安定した在宅生活を送ることができる。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の安定した在宅生活のため、一定の要件を満たす者に対し、次の事業を実施します。なお、高齢者を取り巻く状況の変化に合わせ、事業の内容を検討します。 ◇ 高齢者配食サービス事業 定期的に自宅を訪問し栄養バランスのとれた食事を提供し、安否確認を実施します。 ◇ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 衛生生活確保のため、寝具類のクリーニング料金を助成します。 ◇ 高齢者理美容料金助成事業 理髪店や美容院の利用料金を助成します。 ◇ 在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業 おむつ助成券を交付します。 ◇ 要介護高齢者等日常生活用具（自動消火器、火災警報器、電磁調理器、福祉電話）給付事業 自動消火器、火災警報器、電磁調理器、福祉電話を給付し、又は貸与します。 ◇ 緊急通報システム事業 緊急通報装置を貸与します。また、日常生活の相談や緊急事態に迅速に対応します。 ◇ 高齢者救急医療情報キット給付事業 医療情報・緊急情報を保管できる救急医療情報キットを給付します。 			

基本施策3 多様なニーズに対応した住まいの確保

施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活の基盤となる住まいの確保に資する取組を推進します。

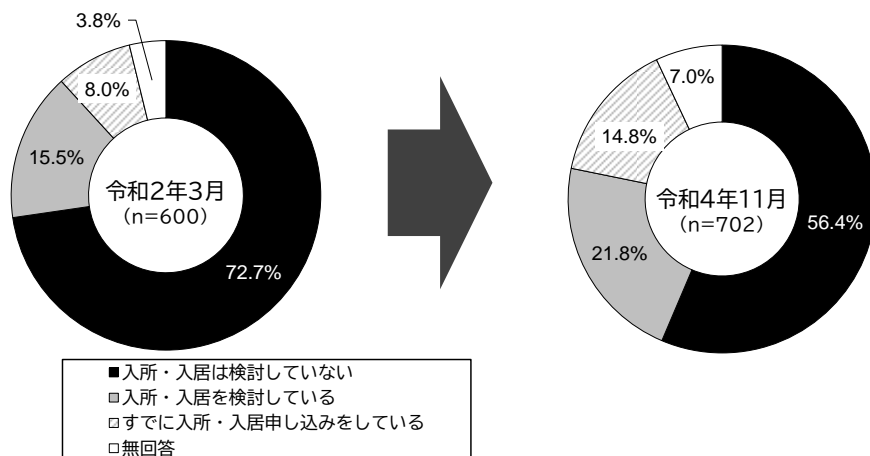
現状と傾向、課題

本市の人口推計では、今後も高齢化は更に進んでいきます。また、65歳以上の市民アンケート調査結果を見ると、「施設等への入所・入居を検討している」及び「すでに入所・入居申し込みをしている」の割合は増加し、「検討していない」の割合が減少しています。様々な事情から自宅での介護が困難な高齢者に対し、安心できる入所・入居施設の確保とサービスの質の維持・向上は重要な課題です。

しかし、高齢者の割合の増加には、総人口の減少が大きく影響しており、高齢者人口自体が急増することはありません。また、在宅で介護を受けている方の多くは自宅で介護を受けたいという意向があることから、施設・居住系サービスと在宅サービスの充実については、ニーズを適切に把握しながら、バランスよく推進していくことが求められます。今後も現状の把握に努め、適切なサービス提供体制を確保していくことが求められます。

■在宅介護実態調査結果【施設等への入所・入居の検討状況】※19ページ再掲

- ・在宅で介護を受けている方のうち、「入所・入居は検討していない」が56.4%と最も多いですが、前回調査と比較して、「入所・入居は検討していない」の割合は、前回調査の72.7%から16.3ポイント減少し56.4%となっています。



■在宅介護実態調査結果【今後受けたい介護】※19ページ再掲

- ・在宅で介護を受けている方が、今後、受けたいと思っている介護の状況として、「自宅で、家族の介護を受けながら、ホームヘルパーやデイサービス等を利用したい」と回答した方の割合…50.5%

具体的な取組

施策(1) 介護保険サービス(施設・居住系サービス)の充実

具体的な施策 31 介護保険サービス（施設・居住系サービス）の充実

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	施設・居住系サービスが適切に提供され、高齢者が、要介護状態になったことにより在宅での生活が困難になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための基盤となる施設系及び居住系サービスです。 ◇介護老人福祉施設 ◇介護老人保健施設 ◇介護医療院 ●各サービスについて、入所検討会議等の事業所の会議への参加や、県等の関係機関と連携した各種制度・情報の周知等の支援を行います。 ※基盤整備の検討については、99 ページを参照				

施策(2) 高齢者向け住まいに係る情報提供の推進

具体的な施策 32 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	高齢者の居住の場の選択肢が広がり、高齢者が、希望する場所で、適切なサービスを受けながら生活することができる。				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な介護ニーズの受け皿になっている有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等について、栃木県等の関係機関と情報を連携することで施設の設置状況を把握し、市民への適切な情報提供に努めます。 				

具体的な施策 33 多様な住まいに係る情報提供の推進

方針	継続	主担当課	都市整備課	関係課	高齢福祉課
事業の目指す状態	住まいに不安を抱えている高齢者等が、身体状況等にに応じて安心して住み替えることができる。				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●栃木県住生活支援協議会や住宅確保要配慮者居住支援法人と連携し、バリアフリー化や緊急時対応サービスなどが施された高齢者向け住宅や高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行います。 ●住宅住み替え支援制度に係る情報を提供します。 				

基本施策4 医療と介護の連携

施策の方向性

住み慣れた自宅や施設で療養しながら、最期まで自分らしく過ごすことができるよう、地域の医療・介護関係者が連携しながら在宅医療と介護が一体的に提供できる体制を強化します。

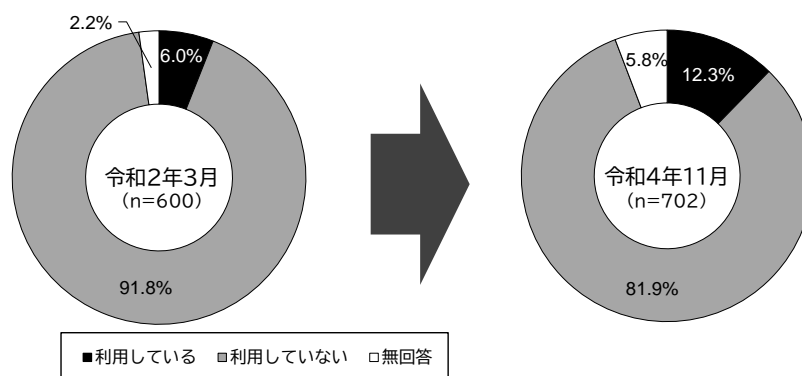
現状と傾向、課題

65歳以上の市民アンケート調査結果を見ると、在宅で介護を受けている高齢者が訪問診療を利用している割合は1割程度ですが、令和2（2020）年度の調査から約2倍に増えています。また、地域によって利用状況は異なり、単身世帯のほうが利用する割合が高いなど、地域ごとや高齢者の暮らしの状況に応じたきめ細かい訪問診療を行っていく必要があります。

また、高齢化の進行を踏まえ、高齢者の健康状況を把握した結果を速やかに介護関係者へつなげ、適切な支援やサービスに結び付けていく連携体制の強化を検討していく必要があります。

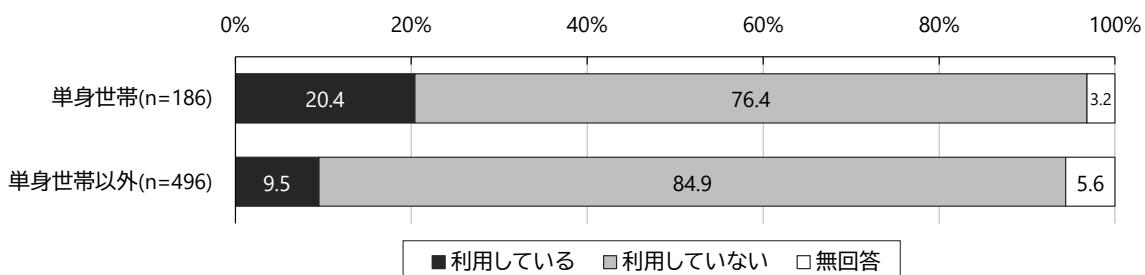
■在宅介護実態調査結果【令和4（2022）年10月時点の訪問診療利用状況】

- 在宅で介護を受けている高齢者で、令和4（2022）年10月の1か月間に訪問診療を利用した人は12.3%となっており、前回調査の6.0%から6.3ポイント増加しています。



■在宅介護実態調査結果【令和4（2022）年10月時点の訪問診療利用状況】 （家族構成別）

- 在宅で介護を受けている高齢者で令和4（2022）年10月の1か月間に訪問診療を利用した人の割合は、単身世帯がそれ以外の世帯の約2倍となっています。



具体的な取組

施策(1) 医療と介護の連携の推進【重点施策】

具体的な施策 34 医療と介護の連携の推進

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		医療と介護の連携を推進することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができる。			
事業概要		<p>●医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護事業者等の関係者との協働と連携を推進します。</p> <p>◇地域の医療・介護の資源の把握 地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、これまでに本市が把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と共有します。</p> <p>◇在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策等の検討を行います。</p> <p>◇切れ目のない在宅医療と在宅介護サービスの提供体制の充実 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の充実を図ります。また、在宅医療・介護連携を進める中で、看取り、認知症関係、感染症や災害時対応の取組を強化します。</p> <p>◇医療・介護関係者の情報共有の支援 情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。</p> <p>◇在宅医療・介護連携に関する相談支援 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援します。</p> <p>◇医療・介護関係者の研修 地域の医療・介護関係者の連携を強化するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者を対象とした介護に関する研修会や介護関係者を対象とした医療に関する研修会を開催します。</p> <p>◇地域住民への普及啓発 在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携に関する理解を促進します。</p> <p>◇在宅医療・介護連携に関する庁内及び関係市町の連携 庁内の関係部局や那須在宅医療圏内の市町が連携し、在宅医療・介護連携を推進します。</p>			

基本施策5 認知症施策の推進〈認知症総合支援事業〉

施策の方向性

認知症になっても安心して暮らし続けることのできる地域づくりとして、認知症の容態に応じた適切な医療と介護の提供、認知症の正しい理解の普及、見守り事業を実施し、認知症の人や家族介護者を支える支援体制を強化していきます。

また、令和5年6月16日に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）に基づき、認知症施策推進計画の策定について検討していきます。

現状と傾向、課題

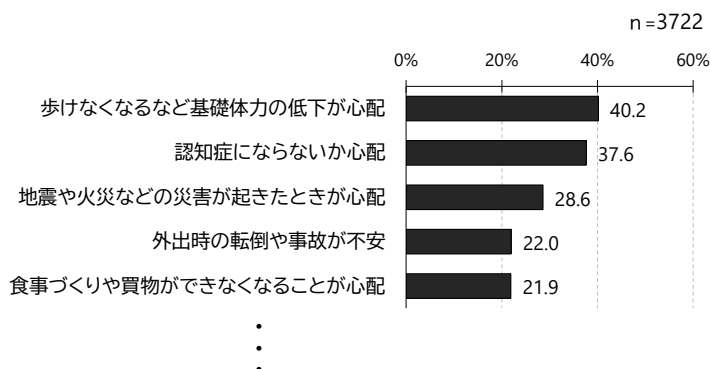
65歳以上の市民アンケート調査結果から、介護を受けていない高齢者と在宅で介護を受けている高齢者の主な介護者のいずれも、認知症への不安を感じている割合が多くなっています。また、認知症のリスクが高まる年齢層を含む後期高齢者（75歳以上）の本市の人口は、おおよそ10年先まで増加傾向となる予測です。

認知症予防支援と早期発見対応が重要な取組となるとともに、市民が認知症になったときは、その介護者に負担がかかりすぎないように、他機関との連携や地域での支え合いによって当人とその周囲の人の不安を軽減するための取組を充実していくことが重要です。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果【日常生活の不安、悩み、心配事】

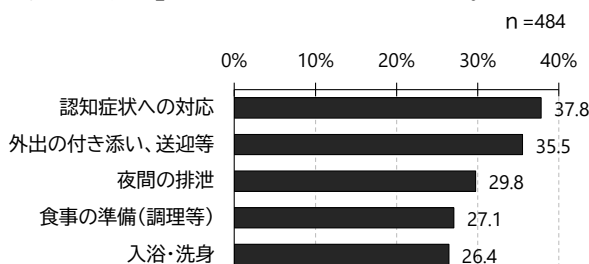
※17ページ再掲

- ・日常生活の不安、悩み、心配事について、「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」が40.2%と最も多く、次いで「認知症にならないか心配」が37.6%、「地震や火災などの災害が起きたときが心配」が28.6%となっています。



■在宅介護実態調査結果【介護者が不安に感じる介護】

- ・介護者が不安に感じる介護について、「認知症状への対応」が37.8%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が35.5%、「夜間の排泄」が29.8%となっています。



具体的な取組

施策(1) 認知症予防の支援

具体的な施策 35 認知症予防の支援

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	健康増進課
事業の目指す状態	認知症の予防に効果のある生活を心がけることで、認知症の発症を1年でも遅らせ、できるだけ要介護状態にならず生活することができる。				
事業概要	●元気もりもり講座等を通して認知症の予防につながる生活について普及啓発を行います。				

施策(2) 認知症の人への支援体制の整備【重点施策】

具体的な施策 36 地域の見守りネットワークの構築

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	地域における見守りネットワークを構築することで、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる。				
事業概要	●地域ケア会議や生活支援体制整備事業（地域住民助け合い事業）による地域づくりの一つとして認知症高齢者SOS ネットワーク事業を活用し、地域で見守るネットワーク体制（協力事業者、協力者）を拡充します。				

具体的な施策 37 認知症初期集中支援チームへの活動支援

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	認知症が懸念される人が早期に医療機関につながり早期に対応することで、本人やその家族ができる限り住み慣れた地域で安心して生活することができる。				
事業概要	●医師、地域包括支援センター等で構成する「認知症初期対応チーム」により、認知症が懸念される人やその家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。				

具体的な施策 38 認知症サポーターの養成と認知症地域支援推進員の育成

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	認知症について、市民一人ひとりが理解し、また、地域における相談支援体制を整備することで、認知症の人やその家族が安心して生活することができる。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、偏見を持たず、認知症の人やその家族をあたたく見守る認知症サポーターを養成します。 ● 認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症に係る相談を受け、認知症施策や事業の企画調整を行う認知症地域支援推進員の育成と配置を行います。 					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
認知症サポーター数 (人)	6,716	7,139	7,400	7,700	8,000	8,300
認知症地域支援 推進員数(人)	9	13	15	16	16	16

具体的な施策 39 チームオレンジなすしおばらによる支援

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—	
事業の目指す状態	認知症と診断された人やその懸念がある人が、チームオレンジなすしおばらによる支援により、認知症を理解しうまく付き合い、希望を持って自分らしく生きることができる。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐための取組を推進します。 ● 市内の認知症カフェを主な拠点とし、認知症の人やその家族の居場所づくり、相互支援の場、本人発信等の支援を行います。 ● 認知症と診断された後の早期の支援を行います。 					

具体的な施策 40 若年性認知症の理解の促進

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	若年性認知症の人とその家族やそれを取り巻く人が、認知症の理解を深めることで、必要な支援につながり、自分らしく生活することができる。				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●若年性認知症の周知を図ることで、早期に受診や相談ができるよう支援します。 ●認知症の理解促進を図ることで、若年性認知症の本人やその家族が、希望を持って自分らしく生活できるよう支援します。 				

施策(3) 介護者への支援

具体的な施策 41 介護教室の開催、介護者サロン等の開催の支援

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	<p>家族介護者が、家族介護教室や認知症カフェ等に参加することにより、孤立を防ぎ、必要に応じて相談やサービスにつながる。</p> <p>家族介護者が過剰な負担やストレスを抱えず生活することで、虐待を予防する。</p>				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅で介護する家族を支援するため、家族を対象とした介護教室を開催します。 ●地域住民等が主体となり、介護に関する思いや悩みを話し合う介護者サロン（認知症カフェ等）の立ち上げや開催を支援します。 				

基本目標Ⅲ どこでもいつでも安全で 安心していただける地域づくり

基本施策1 介護サービスの質の向上

施策の方向性

介護サービス事業所の人材確保が全国的な課題となっています。

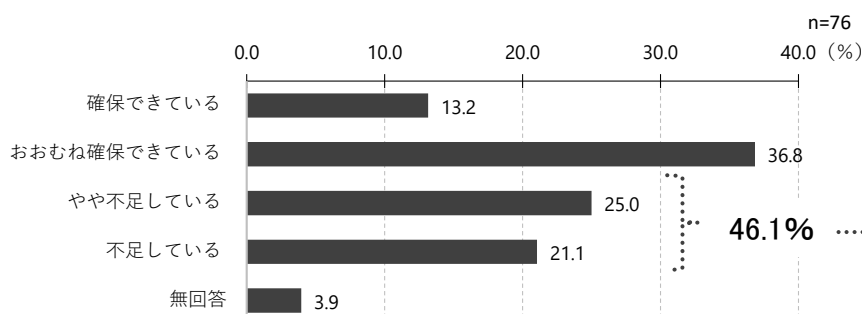
将来にわたり介護サービスを安定的に提供するため、介護人材の確保・定着に取り組むとともに、サービスの質の維持と向上を支援します。

現状と傾向、課題

サービス提供事業者調査結果から、市内の事業者のうち半数近くが、介護人材が不足していると回答しており、不足の理由として「採用が困難である」が5割を超えて高くなっています。介護サービスを提供し続けるためには人材の確保、育成は不可欠です。今後、事業者と行政が連携して中長期的な課題改善に向けた取組を検討し、推進していく必要があります。

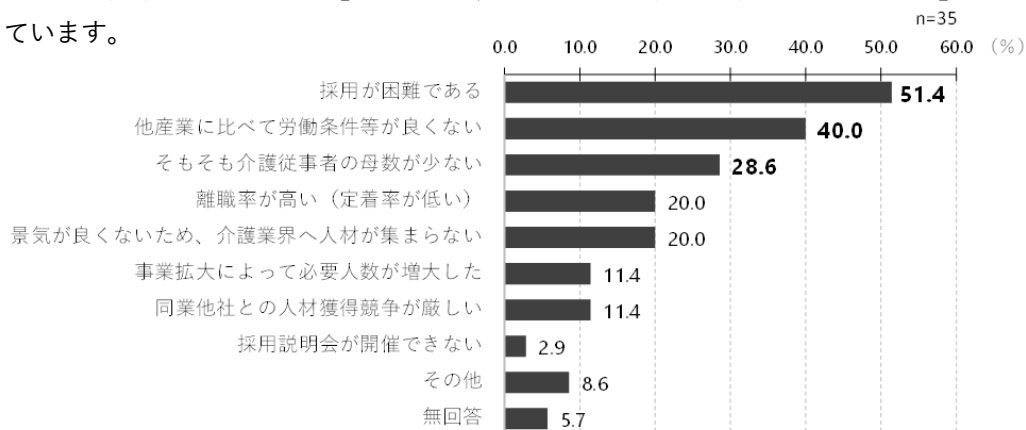
■サービス提供事業者調査【介護人材の確保状況】※23 ページ再掲

・介護人材の確保状況について、「おおむね確保できている」が36.8%で最も多く、次いで「やや不足している」が25.0%、「不足している」が21.1%となっています。



■サービス提供事業者調査【介護人材が不足している理由】

・介護人材が不足している理由について、「採用が困難である」が51.4%で最も多く、次いで「他産業に比べて労働条件等が良くない」が40.0%、「そもそも介護従事者の母数が少ない」が28.6%となっています。



具体的な取組

施策(1) 介護サービスの質の向上

具体的な施策 42 介護サービス相談員派遣事業

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		介護サービス事業の利用者にとって、より適切で質の高い介護サービスが提供され、利用者及びその家族の不安や疑問を解消できる。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス相談員が介護サービス事業所又は在宅の介護サービス利用者及びその家族の相談窓口となり、介護サービスに係る不安、疑問等の解消を支援します。 ●介護サービス相談員の人員の確保を進めるとともに、介護サービス利用者又はその家族の不安、疑問等から介護サービスに係る課題を把握することで、介護サービスの質的向上に寄与します。 			

具体的な施策 43 事業者への指導

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		市内の全ての介護サービス事業所が法令等により定められた基準を守ることで、その利用者の全てが一定水準以上の介護サービスを受けることができる。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス事業者の育成・支援を念頭に、介護サービスの質の維持・向上が図られるよう、市が指導監督権を有する地域密着型サービス、総合事業、居宅介護支援を行う事業者に対して法令等に基づく指導を行います。 ●運営推進会議の開催、災害及び感染症に対する備え、職員の認知症基礎研修の受講等、介護保険法又は介護保険条例に基づく事業者の義務が適切に履行されるよう、実施状況を確認します。 ●県等と連携し、ICT化の推進、介護ロボットの導入、業務負担軽減のための事務の簡素化など、介護現場の生産性向上のための事業者の取組を支援します。 			

具体的な施策 44 外部評価・第三者評価の支援

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		介護サービス事業者が客観的な評価を受けることで、サービスの質の維持・向上が図られ、利用者に適切な介護サービスが提供される。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス事業者は、共通した評価基準に基づき、サービスの質、運営内容、経営内容等の良否について、専門的な見地から外部評価機関からの第三者評価を受けています。その評価結果の公表と改善が常に図られるよう支援します。 			

具体的な施策 45 各種連絡協議会の充実

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		連絡協議会の運営により、市内の介護サービス事業者等が安定して質の高いサービスの提供をすることができる。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●市内にある介護サービス事業者等がサービスの質の向上、人材確保、連携強化等を目的に各種連絡協議会を組織し、市は事務局としてその内容の充実と支援に努めます。 ◇介護保険事業者連絡協議会 市内の介護サービス事業者で組織され、質の高いサービスを効率的に提供することを目的として運営します。 ◇ケアマネジャー連絡協議会 市内の居宅介護事業者、地域包括支援センター及び介護保険施設等に勤務するケアマネジャー（任意会員）で組織され、適正な介護サービス計画の作成とケアマネジャーの資質向上を目的に運営します。 			

施策(2) 介護人材確保の促進【重点施策・新規】

具体的な施策 46 介護人材の確保・育成

方針	拡充	主担当課	高齢福祉課	関係課	生涯学習課、学校教育課	
方針の背景・理由	これまでの取組に加え、さらに、市教育委員会、介護保険事業者連絡協議会、栃木県、栃木県社会福祉協議会等の関係機関と連携を強化し、事業を推進します。					
事業の目指す状態	市内の介護サービス事業所に十分な介護人材が確保されることで、介護サービス利用者に適切で質の高いサービスが提供される。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス事業者、県等と連携し、研修会等の介護人材の確保と育成に資する取組を推進します。 ●介護サービス事業者、市教育委員会等と連携し、介護制度の理解促進・魅力発信に努めます。 ●県等の関係機関と連携し、外国人介護人材の受入れに向けた支援を行います。 ●令和 22 (2040) 年に向けて予測される介護人材の大幅な不足に対して効果的な取組の検討を進め、将来的な介護人材の不足への備えを推進します。 					
指標	令和 3 年度 (実績値)	令和 4 年度 (実績値)	令和 5 年度 (見込値)	令和 6 年度 (計画値)	令和 7 年度 (計画値)	令和 8 年度 (計画値)
介護に関する入門的研修 基礎講座修了者 延べ人数 (人)	40	59	74	85	100	115

基本施策2 支え合う地域づくりの推進

施策の方向性

地域包括ケアシステムにおける、お互いに支え合う地域づくりに向け、地域ネットワークの構築と住民やボランティア団体等の多様な主体の取組を推進します。

現状と傾向、課題

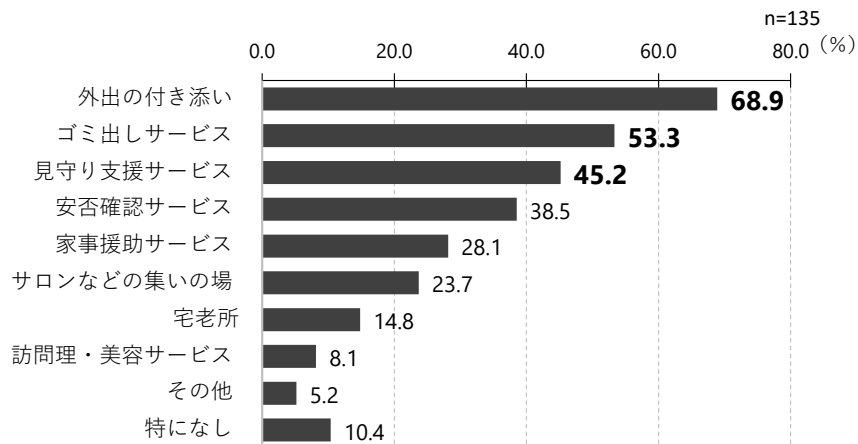
一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、これらの背景の一要因ともなっている核家族の増加は全国的にも進行しています。

ケアマネジメント業務実態調査結果から、地域で不足しているインフォーマルサービスとして、外出、ゴミ出し、見守りへの支援があげられています。

統計データの推移から、今後も高齢者のみで暮らす世帯は増えていくことが推測され、移動や体力を必要とする作業、日々の安全確保など、身の回りの少しの手助けや支え合いが身近な人同士で行われていく地域づくりが重要であるとともに、こうした毎日のちょっとしたサポートをサービスとしてより充実させて提供できるような体制や仕組みづくりを検討していく必要があります。

■ケアマネジメント業務実態調査【地域で不足しているインフォーマルサービス】

- ・ケアマネジャーが感じている地域で不足しているインフォーマルサービスとして、「外出の付き添い」が68.9%と最も多く、次いで「ゴミ出しサービス」が53.3%、「見守り支援サービス」が45.2%となっています。



具体的な取組

施策(1) 地域見守り支え合い体制の整備【重点施策】

具体的な施策 47 地域住民助け合い事業

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—		
事業の目指す状態		地域住民が互いに見守り、助け合う地域づくりを推進し、高齢者を含めた地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。					
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の在宅生活を支えるために活用できる地域の保健・医療・介護・福祉の関係者や NPO 法人、ボランティア等の社会資源を洗い出し、地域包括支援センターを中核とした地域ネットワークの構築を目指します。 ●地域ネットワークを構成する社会資源との連携や情報の共有化等の取組を支援するとともに、地域の住民やボランティア等が取り組む高齢者の安全・安心を支えるための見守りや安否確認等の活動を支援していきます。 ●行政によるサービスだけでなく、多様な主体による重層的な生活支援サービスが、地域で提供される体制整備を支援します。 ●15 公民館区に配置した地域支え合い推進員等が、地域の課題について協議する場（協議体）の設置を支援します。 ●元気な高齢者が担い手となり、地域住民がお互いに見守り、助け合うための組織を結成し、互助の仕組みの構築を進めます。 					
指標		令和 3 年度 (実績値)	令和 4 年度 (実績値)	令和 5 年度 (見込値)	令和 6 年度 (計画値)	令和 7 年度 (計画値)	令和 8 年度 (計画値)
見守り活動実施 自治会数 (件)		117	138	150	155	160	165

施策(2) 高齢者台帳(一人暮らし・高齢者のみ世帯)の整備

具体的な施策 48 高齢者台帳(一人暮らし・高齢者のみ世帯)の整備

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		民生委員等による高齢者の見守り活動が円滑に行われ、緊急時等に必要な対応が適切に行われている。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●一人暮らし又は高齢者のみ世帯の高齢者に対し、緊急時の対応や在宅福祉サービスを提供するため、民生委員等の協力を得て台帳を整備し、関係者間での情報共有を図ります。 			

施策(3) 敬老事業の実施

具体的な施策 49 敬老事業の実施

方針	一部縮小	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
方針の背景・理由		高齢者人口の増大を踏まえ、介護予防、健康寿命増進への転換を行うため、敬老祝い金・記念品の贈呈事業を縮小しますが、敬老意識の醸成のため、敬老事業を継続します。			
事業の目指す状態		長年地域社会に貢献してきた高齢者に対して敬意を表することで、敬老意識が醸成される。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●各地区の自治会等が中心となって開催する地域の自主性、独自性を重んじた敬老会を支援します。 ●高齢者の長寿を祝して、人生の祝年を迎える高齢者に対し、敬老祝い金を贈呈します。 			

基本施策3 地域包括支援センターの機能・運営の強化

施策の方向性

地域包括支援センターは、地域における高齢者の身近な相談窓口として、地域包括ケアシステムの中核的存在を担う機関です。今後も地域住民組織や関係機関との連携を図り、地域包括支援センターの職員の資質向上に努めるとともに、安定した事業実施体制を確保します。

現状と傾向、課題

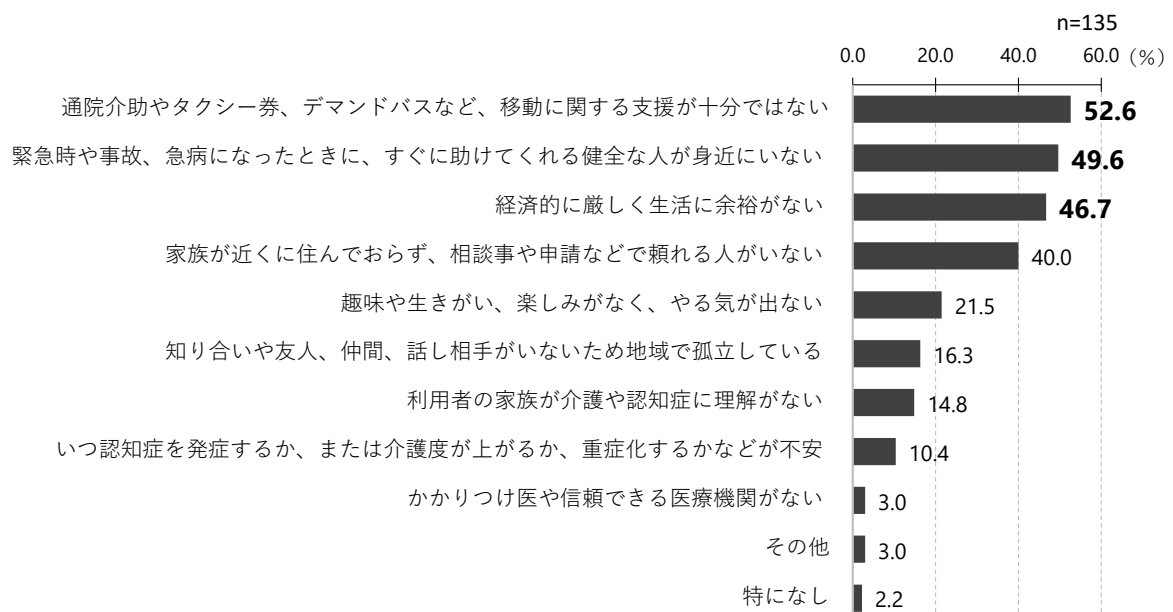
高齢者がいつまでも住み慣れた地域（自宅）で暮らしていけるよう推進されている地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが中核となって、悩みごとや困りごとを抱えている高齢者と地域や事業者、医療機関等がつながり、適切なタイミングで適切な支援が提供されるよう体制を整備していくことが求められています。

地域包括支援センターの機能として、サービス内容の周知や身近な相談先としての役割に加え、地域に暮らす高齢者の状況を把握し、地域で暮らしていく上での課題を抽出し、改善に向けた取組を地域資源や事業者とのネットワークを活用して推進していくことが求められます。

■ケアマネジメント業務実態調査【利用者(又は家族や介助者)が感じる悩みごと、困りごと】

※25ページ再掲

ケアマネジャーが業務の中で感じている、利用者（又は家族や介助者）が感じる悩みごと、困りごととして、「通院介助やタクシー券、デマンドバスなど、移動に関する支援が十分ではない」が52.6%と最も多く、次いで「緊急時や事故、急病になったときに、すぐに助けてくれる健全な人が身近にいない」が49.6%、「経済的に厳しく生活に余裕がない」が46.7%、「家族が近くに住んでおらず、相談事や申請などで頼れる人がいない」が40.0%となっています。



具体的な取組

施策(1) 地域包括支援センターの機能・運営の強化

具体的な施策 50 地域包括支援センターの機能・運営の強化

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	地域包括支援センターの効果的な運営により、高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止の推進、生活支援サービスの充実、総合事業の推進が図られ、地域包括ケアシステムの実現につながる。				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応するため、センター間及び行政との業務の役割分担の明確化・連携強化、PDCA サイクルの充実による効果的な運営を継続させ、センターの機能・運営を強化します。 				

施策(2) 基幹型地域包括支援センターの運営

具体的な施策 51 基幹型地域包括支援センターの運営

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態	地域包括支援センターへの支援体制の強化により、地域格差のないケアマネジメントが提供される。				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●市内 8 つの地域包括支援センターに対し、総合調整と後方支援を行い、質の向上と平準化を図ります。 				

基本施策4 安心できる生活環境の整備

施策の方向性

高齢者が安全・安心な環境で暮らすことができるよう、生活環境を整備するとともに、消費者被害の防止、交通事故の防止、感染症対策等に取り組みます。

また、大規模自然災害に備えて、避難の際に支援が必要となる高齢者の状況をあらかじめ把握するとともに、感染症拡大などの緊急・非常事態にも迅速に対応するための対策の充実に取り組みます。

現状と傾向、課題

令和2（2020）年から全世界をはじめ、国内でも感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、人々の外出や移動が制限されました。

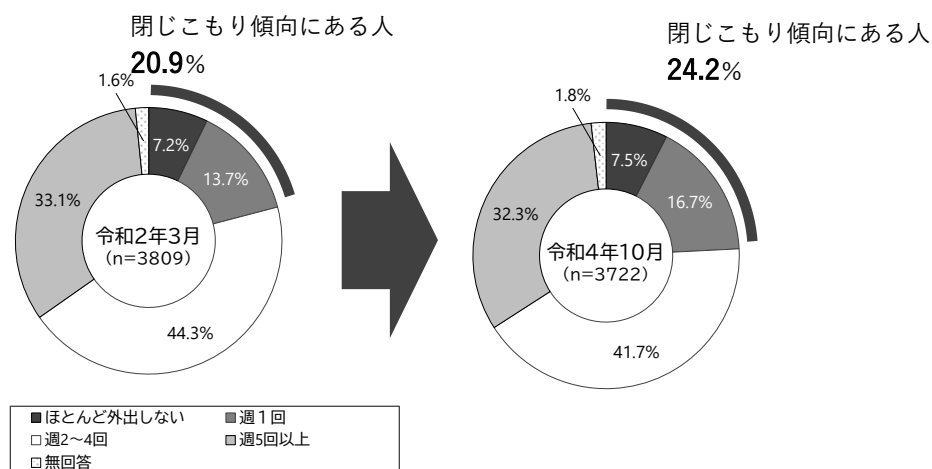
65歳以上の市民アンケート調査結果では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前と比べ、閉じこもりの傾向にある人の割合が高まっています。感染症予防の対策を徹底し、再び未曾有の感染症の流行が発生しても迅速に対処できる対策と備えを行い、安全性を確保していく必要があります。

南海トラフ地震など全国規模の巨大地震の予測や毎年猛威を振るう台風や洪水、土砂災害などの自然災害への十分な備えを進め、避難行動の支援体制や避難所環境の整備などを進めるとともに、交通安全や防犯対策なども含め、地域での見守り、声かけへの意識の醸成を図ることで、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果【閉じこもり傾向】※16ページ再掲

「週に1回以上は外出していますか」という問いに対して、「週2～4回」が41.7%と最も多く、次いで「週5回以上」が32.3%、「週1回」が16.7%、「ほとんど外出しない」が7.5%となっています。

前回調査と比較して、「ほとんど外出しない」と「週1回」を合わせた『閉じこもり傾向にある人』の割合は、前回調査の20.9%から3.3ポイント増加し24.2%となっています。



具体的な取組

施策(1) 高齢者が暮らしやすい環境の充実

具体的な施策 52 移住・定住の促進、シビックプライドの醸成

方針	継続	主担当課	企画政策課	関係課	—
事業の目指す状態		移住・定住施策により生産年齢人口の社会増が実現され、市の生産年齢人口比率を維持することにより、高齢者を支えるための社会的基盤が整備されている。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者を支える生産年齢人口の比率を維持するために、若い世代を対象とした移住・定住促進施策を展開するとともに、シビックプライド（地域に対する市民の誇り）の醸成により若い世代の流出を抑えることで社会増を維持し、「持続可能なまち」の実現を目指します。 			

具体的な施策 53 公共施設・民間施設のバリアフリー化

方針	継続	主担当課	建築指導課	関係課	公共施設管理者
事業の目指す状態		特定施設の建築主及び設計者がバリアフリー化へのより高い意識を持つことで、基準不適合の特定施設の割合を減らし、高齢者が住みやすい環境が整備できる。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の積極的な社会参加を促進するため、施設を安全・安心に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、民間施設のバリアフリー化の普及を促進します。 			

具体的な施策 54 公共交通ネットワークの形成

方針	拡充	主担当課	生活課	関係課	高齢福祉課
方針の背景・理由		<p>那須地域定住自立圏と本市の地域公共交通計画の両計画について、前期計画の計画期間の完了に伴い、令和4（2022）年度にそれぞれ第2次地域公共交通計画を策定しました。</p> <p>計画の策定に当たっては、現在的那須地域及び那須塩原市の公共交通の利用実態や地域住民の移動ニーズの把握を行い、それぞれの課題を整理し、前期計画を踏襲した形で基本方針や計画目標を設定しました。</p> <p>今後は、両方の第2次地域公共交通計画に基づき、利用者の利便性向上や各路線の維持確保に関する各種取組を推進します。</p> <p>また、65歳以上の市民アンケート調査等において、「移動に関する支援が十分でない」という回答が多く、地域公共交通網の充実に合わせて、移動支援が必要な高齢者への対策も検討する必要があります。</p>			
事業の目指す状態		<p>交通空白地域の解消が図られ、移動に制約のある高齢者の移動手段の確保・維持（自家用車を利用しなくても生活できる環境の創出）ができています。</p> <p>那須地域の行政界をまたぐ通勤・通学・通院等の移動において、路線バスの利用をはじめとした切れ目のない、利用者にとって分かりやすい公共交通網が構築されている。</p>			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●交通空白地域の解消に向け、ゆータクを再編します。 ●「那須地域定住自立圏共生ビジョン」の構成市町と連携した利便性の高い広域的かつ総合的な公共交通網を形成します。 ●公共交通網を補完するため、地域特性に応じた高齢者の移動支援（住民主体の移送サービス、総合事業訪問型サービスDなど）の導入を検討します。 ●高齢者の移動支援を目的に実施している「高齢者外出支援タクシー料金助成事業」については、公共交通網の充実に合わせて事業の在り方を検討します。 			

施策(2) 安心・安全な生活環境の充実

具体的な施策 55 交通事故防止対策

方針	継続	主担当課	生活課	関係課	—
事業の目指す状態	効果的な啓発活動の実施により、高齢者自身の交通安全意識が向上することで、高齢者の交通事故が減少する。 全ての運転者に、「子供や高齢者に優しい3S運動」の推進を呼びかけることで、高齢者が安心して通行できる道路交通環境が整備される。				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の交通事故の割合は依然として高いことから、より効果的な高齢者向け交通安全教室や広報活動、反射材着用の推進などの施策を引き続き実施し、交通事故防止を図ります。 				

具体的な施策 56 消費者被害の防止

方針	拡充	主担当課	生活課	関係課	—
方針の背景・理由	高齢者、特に見守りを必要とする方々（配慮を要する消費者）を狙った特殊詐欺や悪質商法等の消費者トラブルが後を絶たないことから、高齢者の消費者トラブルの早期発見及び高齢者の特殊詐欺や悪質商法被害の抑止に向けた取組を拡充します。				
事業の目指す状態	<p>高齢者の特殊詐欺や悪質商法被害等の消費者トラブルを早期発見・未然防止することができるようになっていく。</p> <p>高齢者が消費者トラブルから自己防衛するために必要な知識等を得られるようになっていく。</p>				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の消費者トラブルの未然防止のため、見守り活動や啓発活動を行います。 ●消費者安全確保地域協議会における関係機関等の情報共有などにより、高齢者の消費者被害の防止、早期発見、早期解決に努めます。 ●高齢者が居住する世帯に特殊詐欺撃退機器を無料貸与します。 				

具体的な施策 57 防犯意識の向上

方針	継続	主担当課	生活課	関係課	—
事業の目指す状態		市民の防犯意識を向上させ、自主防犯団体による防犯活動を継続して実施することにより、犯罪が発生しにくい環境をつくることで、高齢者の安心した生活が維持できる。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会の連帯意識が希薄化する中、多様化する犯罪に高齢者が巻き込まれることも少なくないことから、関係機関と連携し、店頭啓発や出前講座を行うことで、防犯に関する情報を提供し一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。 ●地域の防犯力を高めるため、リーダーの育成に努めるとともに、自主防犯団体に対して補助金を交付して設立の促進及び活動の充実を図ることで、犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。 			

具体的な施策 58 防災対策の推進

方針	継続	主担当課	危機管理室	関係課	社会福祉課
事業の目指す状態		<p>全地域で自主防災組織が結成され、避難行動要支援者の支援などの訓練を行うことで地域の防災力が向上し、災害に強いまちづくりが実現する。</p> <p>インターネット等による情報収集手段を用いることができず災害弱者となることが想定される高齢者について、デジタルデバイドが解消される。</p>			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●異常気象等により、全国各地で大規模災害が多発する中、災害に対する備えが重要となっていることから、高齢者を災害から守るための次の取組を行います。 ◇防災対策を推進するため、市民協働の防災体制づくりや地域防災計画の改訂等を随時実施します。 ◇市民協働による災害に強いまちづくりの推進に重点を置き、自主防災組織が市内全域で結成できるよう支援します。 ◇災害発生時には、自治会を中心に、民生委員児童委員などの連携による避難行動要支援者の避難支援が必要となることから、名簿の整備などにより緊急時における各地区内の各々の役員の役割を明確にすることで、初動時における体制の整備を図ります。 ◇本市の消防本部等及び自主防災組織は、防災訓練を実施する際には、避難行動要支援者に配慮したメニューを設定し、避難行動要支援者の支援について訓練を行います。 ◇デジタルデバイド解消のため、防災ラジオの普及促進に取り組みます。 			

具体的な施策 59 高齢者の熱中症対策

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	気候変動対策課、健康増進課
事業の目指す状態		高齢者、その家族、介護サービス事業所等が気候変動を正しく理解し、熱中症予防情報を受け取り、エアコンの温度調整やこまめな水分補給等を行うことで、高齢者の熱中症予防の取組を実施する。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動の影響により本市においても平均気温が上昇しており、熱中症のリスクが高まっていることから、熱中症予防メール、ホームページ、ポスター等の各種媒体により市民に啓発を行います。 ●特に熱ストレスの影響を受けやすい高齢者に対しては、高齢者施設への暑さ対策の指導、高齢者の見守り活動等を通じて熱中症の対策を推進します。 			

具体的な施策 60 感染症対策

方針	継続	主担当課	健康増進課	関係課	高齢福祉課
事業の目指す状態		<p>高齢者が、必要に応じた予防接種を受けることにより、日常的な感染症予防の意識が高まる。</p> <p>高齢者が、検診を受けることにより、日常的な健康管理が実践され、感染症が予防できる。</p>			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●「那須塩原市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、内容検証及び必要に応じた改定を行い、将来的な感染症の発生に備えます。 ●季節や全国的な感染動向に応じて、高齢者が容易に感染症対策を取り入れることができるよう、予防接種事業の整備・拡充とそれに伴う市民周知を実施します。 ●社会的な健康不安に応じて、高齢者が自身の健康管理を行えるよう、検診等事業の整備・拡充やそれに伴う市民周知を実施します。 ●介護サービス事業者への感染症対策の指導・周知を実施します。 			

基本目標IV 介護保険サービスの 基盤整備と事業の円滑な運営

基本施策1 適正な給付と介護保険の健全化

介護給付の適正化は、不適切な給付を削減することはもとより、利用者に対する適切な介護サービスを確保することで介護保険制度の信頼性を高めるとともに、持続可能な制度の構築につながるものです。このため、次の事業に取り組みます。

具体的な取組

施策(1) 介護給付等費用適正化事業

具体的な施策 61 介護給付等費用適正化事業

方針	継続	主担当課	高齢福祉課	関係課	—
事業の目指す状態		介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを適切に提供できている。			
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定の適正化 要介護認定調査は、調査基準の妥当性・認識の平準化を図るため、客観的に内容確認を行うとともに、効率的な調査体制の確保に努めます。介護認定審査会は、各分野のバランスに配慮した構成とするとともに、委員の定期的な入替えを行い、合議体間の平準化を図ります。 また、認定調査員や審査会委員等を対象とした研修会への参加を通じて、適切な知識を習得し、公平かつ公正な要介護認定事務の確保に努めます。 ●ケアプラン等の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの点検 ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画と介護予防サービス計画について、利用者が真に必要なサービスを確認するため、事業者訪問等を行い、点検及び支援を行います。 ・住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査 利用者の状態に合った住宅改修となるよう、事前の改修理由の確認又は工事見積書の点検を行うとともに、竣工後は、竣工写真等により住宅改修の施工状況等を点検します。また、身体の状態に必要な福祉用具の利用を進めるため、必要性や利用状況等の確認を行います。 ●医療情報との突合・縦覧点検 医療担当部署との連携体制の構築を図りつつ、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。 			

	受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性等の点検を行い、サービス事業者等における適正な請求の促進を図ります。					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
要介護認定の適性化						
審査会委員の入替え	半年ごと	半年ごと	半年ごと	半年ごと	半年ごと	半年ごと
調査員研修会(回)	2	2	2	2	2	2
審査委員研修会(回)	1	1	1	1	1	1
ケアプラン等の点検						
ケアプラン点検(件)	18	22	25	26	27	28
住宅改修、福祉用具購入・貸与調査(件)	1	0	1	2	2	2
医療情報との突合、縦覧点検(国保連合会に委託)						
医療情報との突合(件)	531	491	500	500	500	500
縦覧点検(件)	1,775	1,731	1,750	1,750	1,750	1,750

基本施策2 介護サービス事業量等の見込み

(1) 介護給付サービス(地域密着型・施設・居住系サービス)の基盤整備

高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすための基盤となる施設、居住系サービス等の基盤整備を検討しました。対象サービスは、第4章に示す「具体的な施策 29 介護保険サービス（地域密着型サービス）の充実（72 ページ）」及び「具体的な施策 31 介護保険サービス（施設・居住系サービス）の充実（75 ページ）」を参照してください。

検討に当たっては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の待機者の状況、各サービスへのニーズの変化等を踏まえ、地域に不足するサービスを選定しました。

令和5（2023）年5月1日時点の介護老人福祉施設の入居待機者調査の結果は、次ページに示すとおりです。令和2（2020）年5月1日時点の入居待機者調査の結果と比較すると、待機者数は234人から138人（96人の減）、入所の必要性が高いと考えられる者を対象として精査した後の待機者数は93人から55人（38人の減）と、ここ3年間で大きく減少しています。この背景としては、入所の順番が回ってきても「状態が安定している」等の理由から、入所を先延ばしにしている人が多く見られるとともに、在宅での生活や介護老人福祉施設以外のサービスの利用へのニーズが高まっていることが考えられます。

また、要介護者のニーズを見ると、在宅での生活への希望が多いこと、介護サービスと医療サービスの両方を必要とする人が増加すると見込まれることから、これらの複合的なサービス提供の体制整備が求められます。

これらの状況を踏まえ、第9期計画期間においては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を推進することとします。

■第9期計画中の施設・居住系サービス基盤整備計画

サービス名	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)		合計	
	施設	床数	施設	床数	施設	床数	施設	床数
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	-	-	-	-	-	1	-
看護小規模多機能型 居宅介護	-	-	-	-	1	(9)	1	(9)
合計	1	-	-	-	1	(9)	2	(9)

※具体的な施策29介護保険サービス（地域密着型サービス）の充実（72ページ）に掲載する内容を再掲

※看護小規模多機能型居宅介護の（ ）内数値は宿泊定員

① 介護老人福祉施設入所待機者数(令和5(2023)年5月1日時点)

(単位：人)

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
在 宅	0	1	19	7	6	33
医療療養病床	1	0	0	1	4	6
介護療養型医療施設	0	0	1	0	0	1
医療機関(入院)	0	0	3	6	0	9
介護老人保健施設	0	2	10	12	1	25
ショートステイ	0	0	31	11	3	45
認知症グループホーム	0	0	3	2	4	9
有料老人ホーム	0	0	0	2	0	2
サービス付き高齢者向け住宅	0	0	5	0	1	6
小規模多機能型居宅介護支援	0	0	0	2	0	2
計	1	3	72	43	19	138

② 精査後の介護老人福祉施設入所待機者数(令和5(2023)年5月1日時点)

(単位：人)

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
在 宅	0	0	1	5	4	10
医療療養病床	0	0	0	1	4	5
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
医療機関(入院)	0	0	1	6	0	7
介護老人保健施設	0	0	3	12	1	16
ショートステイ	0	0	0	10	2	12
認知症グループホーム	0	0	0	0	0	0
有料老人ホーム	0	0	0	2	0	2
サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	0	1	1
小規模多機能型居宅介護支援	0	0	0	2	0	2
計	0	0	5	38	12	55

【精査に当たっての考え方】

全体：「状態が安定している等の理由で入所を先延ばしにしている者」「キャンセルした者」「介護老人福祉施設に入所済みの者」「グループホーム入所者」を全て除外した。

要介護1：全て除外した。

要介護2：見守り・介護が必要な者として「認知症の日常生活自立度Ⅰ以上で独居の者」のみを対象とした（全体での除外者を除く）。

要介護3：近い将来に特養入所が必要と考えられる者として「主たる介護者・家族等の状況の評価項目の全てが5点の者」のみを対象とした（全体での除外者を除く）。

要介護4・5：介護度が重く、近い将来の入所が必要と考えられるため、全員を対象とした（全体での除外者を除く）。